

東北地方太平洋沖地震

未曾有の大災害発生



NO. 845

由倉労組発行
2011年
3月17日

発行責任者
加藤賢一

被災地の皆さんに
お見舞い申し上げます

三月十一日午後二時四六分、東北地方三陸沖などを震源とする巨大地震が発生しました。藤岡工場の周辺でも震度5強でした。地震に続く巨大津波によって、東北地方太平洋側で多くの犠牲者が出ました。すでに犠牲者は一万人を超えると言われていています。さらに、私たちにも関連の深い福島第一原子力発電所で深刻な事故が連続して発生し、放射能の拡散が憂慮されています。一方、東京電力では、多くの発電所の稼働停止により電力が確保できないとして輪番停電を実施しており、仕事や生活に直接大きな支障をきたしています。すでにガソリンがなかなか手に入らない、諸物価が上がるなどしています。今後、震災の影響で生活にどのような支障が出てくるかわかりませんが、日本では昔から「困った時はお互い様」という言葉があります。力を合わせて、この困難に立ち向かっていきたいと思います。また、今後、被災地の方々に対するいろいろな支援の要請があると思いますが、できる範囲のご支援をお願いします。

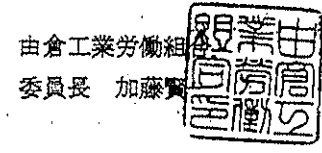
春闘要求書提出

由倉労組は、三月十一日(金)二〇一一年の春闘要求書を会社に提出しました。今年六月で、荏原由倉ハイドロテックが発足して満五年が経過します。発足当初から由倉労組は、旧由倉と旧ハイドロテックの労働条件の統一を要求してきましたが、この間、会社は、時期尚早とか、業績が思わしくないとの理由で、一時金(ボーナス)の支給月数などに差をつけて支給してきました。合併後、満五年を経て、すでに時期尚早とはいえないし、今期の業績もかなりよい数字を残すことになりそうです。今年こそハイドロテックと同じ月数の一時金とすることを目指して、由倉労組の要求は荏原合同労組と同じ月数を要求しています。また、賃金水準や、賃金体系も統一することを目指した賃上げを実現しよう要求しています。

要求書

2011年3月11日

株式会社 荏原由倉ハイドロテック
代表取締役社長 南部 憲一 殿



2011年春闘について、下記のとおり要求します。

記

1. 賃金引上げ
所定内賃金を2011年4月1日より改訂し、平均10,000円の賃金引上げを実施する。
配分は次のとおり
年齢給(現行カーブのベースアップ) + 勤続給 : 80%
職能給の査定 : 20%
2. 年間一時金
新賃金の平均5.3ヶ月分(夏冬同額)
配分は次のとおり
賃金スライド : 80%
会社査定 : 20%
支給日は夏季7月8日(金)、冬季12月9日(金)とする。
3. 回答指定日
3月18日(金)
(団体交渉の日程は別途協議)

以上